

## 申告・税制改正のお知らせ

### ～公的年金等に係る雑所得を有する方の所得税の確定申告不要制度の創設について～(市・県民税の申告はこれまでどおり申告が必要です)

平成23年分の確定申告から、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税について確定申告書の提出は不要となりました(所得税の確定申告書の提出は不要となりましたが、市・県民税の申告は必要です)。

また、下記の場合などにつきましては、引き続き申告が必要です。詳細はお問い合わせください。

(例①) 医療費控除などによる、所得税の還付を受けるための確定申告書

(例②) 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除など、確定申告書の提出が控除適用の要件となっている確定申告書

### 確定申告書作成の相談窓口のご案内

平成23年分の所得税の確定申告期間中の申告相談窓口は次のとおりです。

◎給与・年金を受給している方

佐野市開設の申告会場 (日程は「広報さの」2月1日号に掲載します)

◎上記以外の方…佐野税務署

給与・年金を受給している方でも、営業や農業、不動産所得などのある方、土地や株などを売られた方、新築などにより減税を受けられる方、「控」に税務署の收受印が必要な方、また、国税電子申告を希望される方は、税務署での相談および提出となります。

なお、市・県民税のみの申告をされる方は、佐野市開設の申告会場での相談および提出となります。

※1「平成23年分の所得税の確定申告書」または「申告をお知らせするはがき」は、1月下旬に発送を予定しています

※2 ご不明な点がありましたら、税務署(『自動音声案内』)、または市民税課にお問い合わせください

※3 国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)でも申告書が作成できます。また、インターネット(国税電子申告・納税システム e-Tax)でも申告や納税ができます

詳しい情報は e-Tax のホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください

お問い合わせは、佐野税務署 ☎(22)4366、市民税課 ☎(20)3008 へ



### 関東信越税理士会佐野支部では、所得税の還付申告相談などを無料で行います

▶日時 2月1日(水)・23日(木) 午前10時～午後4時

▶会場 各税理士事務所 (事前に電話連絡をしてください)

▶対象 給与・年金を受けている方(震災による住宅・家財被害により生じた雑損控除の申告もお受けします)、給与所得者で医療費控除を受けようとする方、年の途中で退職または就職をされた方など

■問合せ 関東信越税理士会佐野支部 (税理士法人・白澤会計事務所内) ☎(22)1189

### 個人市・県民税の制度について平成23年度に決まったこと

#### ◆上場株式等の配当・譲渡所得等に係る軽減税率の延長

上場株式等の配当・譲渡所得等に係る10%軽減税率(所得税7%/市・県民税3%)の特例措置を2年間延長(平成25年末まで)する。

#### ◆非課税口座内上場株式等の配当・譲渡に係る所得計算の特例の施行日の延長

非課税口座内の上場株式等の配当・譲渡に係る所得計算の特例について、施行日を2年延長する。

#### ◆個人市・県民税の寄附金税額控除の適用下限額の引下げ

(平成23年1月1日以後に支出する寄附金に適用)

寄附金税額控除の適用下限額を2,000円(現行5,000円)に引き下げる。

平成23年度の改正は以上のとおり、決まりました。ご不明な点はお問い合わせください。

■問合せ 市民税課 ☎(20)3008

お  
知  
ら  
せ

市役所本庁舎の解体工事が始まります。工事期間中はご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

■問合せ 財産管理課 ☎(20)3050



第5回

今回は、佐野市食育推進会議の一員である、学校教育課での食育の取り組みを紹介します。

食育は生きる上での基本であり、教育の三本の柱である「知育・徳育・体育」の基礎となるべきものです。

学校教育においては、児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることにより、生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性を育んでいくための基礎が培われるよう、栄養のバランスや規則正しい食生活、食品の安全性、自然への恩恵・勤労への感謝や食文化などの指導を重視しています。

◆さまざまな学習を通しての食育推進

食育は家庭科と関係がちですが、現在、学校では国語科、生活科、社会科、保健体育科、学級活動などさまざまな学習を通して食育を行っています。植物を育てて調理したり、食品の加工方法や流通について学んだりする中で、自分たちの生活が「食」と深く関わっていることを知り、健康で豊かな生活を実現していこうとする意欲と態度を育てています。

◆「食に関する指導」の実施

「栄養バランスのよい食べ方」、「望ましいおやつとり方」、「食事のマナー」、「健康な生活と病気の予防」などについて、学級担任が栄養教諭や学校栄養職員、養護教諭と連携してチーム・ティーチング(協同授業)を行っています。より分かりやすく楽しく「食」について学ぶことができると好評です。

平成22年度は、小学校で延べ170回、中学校で延べ19回、合計189回実施しました。



▲常盤小学校での「食に関する指導」

■問合せ 学校教育課 ☎(86)3492

☆次回は学校給食課での食育の取り組みを紹介します。

毎月19日は「食育の日」です

佐野市子育て支援まちなかプラザの愛称募集

佐野駅前交流プラザ・ぱるぼーと内にオープンして以来、多くの子育て家庭の皆さんにご利用いただいている子育て支援まちなかプラザについて、愛称を募集します。

○まちなかプラザの事業の概要○

子育て中の親子の交流広場、乳幼児の一時預かり保育(3時間まで)、子育ての講習会・相談など

▶募集期間 1月4日(水)～31日(火)まで(当日消印有効)

▶募集テーマ 「さのらしさ」を生かし、子育て家庭の交流の場、子育て支援拠点施設にふさわしいテーマで、特に子育て世代から親しみを持たれる愛称

▶応募要件

- (1) 第三者の著作権・商標権を侵害しないもの(採用作品の著作権・商標権などは佐野市に帰属)
- (2) 応募作品は自作、未発表のもの(1人複数作品応募可)

▶応募資格 どなたでもご応募いただけます

▶選考方法 作品は、佐野市こども福祉部内に設ける選考委員会で審査します

▶表彰 最優秀賞1点…表彰状、副賞(5,000円相当)

受賞作品が複数の応募者から応募されていた場合は抽選で1名の方に決定し、それ以外の方には粗品(該当者多数の場合は抽選)を進呈します

▶申込 官製はがき、または応募用紙に必要事項を記入のうえ、直接、または郵送、ファックス、電子メールで、こども課(〒327-0831佐野市浅沼町798(東仮庁舎)、☎(24)2708、電子メール:kodomo@city.sano.lg.jp)へ

【必要事項】 ①応募する「愛称」、②愛称の説明(愛称の意味やストーリーなど)、③氏名(ふりがな)

④年齢、⑤職業、⑥住所、⑦電話番号(昼間ご連絡が可能な番号)を必ず明記してください

※応募に必要な郵送料などすべての経費は応募者の負担になります

■問合せ こども課少子化対策係 ☎(20)3023